
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 125 号》 3/26/2015

◎目次

- 1. 安全上のお知らせ
- 2. 領事手数料の改定
- 3. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ
- 4. 「在留届」, 「変更届」 および 「帰国・転出届」 提出について
- 5. 日本関連文化事業のお知らせ
- 6. 休館日のお知らせ

=====

1. 安全上のお知らせ

=====

3月19日、外務省は、ISIL から帰還した戦闘員によるテロの潜在的脅威に関する注意喚起（広域情報）を発出しております。詳しくは、以下の外務省ホームページをご覧ください。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo.asp?infocode=20150075>

=====

2. 領事手数料の改定

=====

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日をもって領事手数料が改定されます。

同日以降に当館が正式に申請を受理した旅券、証明、査証につきましては、新料金が適用されます。

平成 27 年度（平成 27 年（2015 年）4 月 1 日～平成 28 年（2016 年）3 月 31 日）の領事手数料につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_fee.html

=====

3. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

5月27日（水） ミズーリ州セントルイス市（旅券仮申請受付期限：5月13日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_150527.pdf

6月10日（水） ミネソタ州ブルーミントン市（旅券仮申請受付期限：5月27日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mn_150610.pdf

6月12日（金） アイオワ州デモイン市（旅券仮申請受付期限：5月29日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_ia_150612.pdf

6月17日（水） インディアナ州インディアナポリス市（旅券仮申請受付期限：6月3日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_150617.pdf

6月24日（水） ミズーリ州カンザスシティ市（旅券仮申請受付期限：6月10日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_150624.pdf

9月3日（木） ノースダコタ州ファーゴ市（旅券仮申請受付期限：8月20日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_nd_150903.pdf

9月5日（土） サウスダコタ州スーフォールズ市（旅券仮申請受付期限：8月21日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_sd_150905.pdf

また、今後実施予定の領事出張サービスは下記のとおりです。領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex

9月下旬 インディアナ州インディアナポリス市または近郊都市

10月上旬 ミネソタ州ブルーミントン市または近郊都市

11月上旬 ネブラスカ州オマハ市または近郊都市

12月上旬 ミズーリ州カンザスシティ市または近郊都市

平成28年（2016年）

1月中旬 ミズーリ州セントルイス市または近郊都市

1月下旬 インディアナ州インディアナポリス市または近郊都市

3月中旬 ミネソタ州ブルーミントン市または近郊都市

3月中旬 ウィスコンシン州マディソン市または近郊都市

=====
4. 「在留届」、「変更届」および「帰国・転出届」提出について
=====

海外に住所や居所を定めて3ヶ月以上滞在される場合には、住所地を管轄する在外公館に「在留届」を提出することが法律で義務づけられていることをご存知でしょうか（旅券法第16条）。

「在留届」は、当館領事窓口で提出できる（代理提出も可）ほか、FAX、郵送または、インターネット（ORR net：在留届電子届出システム <http://ezairyu.mofa.go.jp/>）経由でも提出することができますので、当館管轄地域内でのご住所が決まりましたら、速やかに「在留届」を提出して下さい。

「在留届」は、海外において大規模な事故や災害・テロ等が発生した場合の緊急情報の連絡や安否確認などを行う上で重要な基礎資料となるものであり、皆様の安全な海外生活に役立つものです。

また、「在留届」を提出した後、住所、電話番号、メール・アドレス、同居家族など「在留届」に記載された情報に変更が生じた場合、必要な届出がなされていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えないこととなります。また、既に帰国や他国へ転出された方の安否確認に余計な時間を取られ、実際に滞在している方の安否確認が遅れてしまう可能性もあります。

以上から、「在留届」の記載事項に変更が生じた場合は「変更届」を、帰国または当館管轄地域外に転出した場合は「帰国・転出届」を速やかに提出頂きますようご協力をお願いいたします。

「在留届」、「変更届」および「帰国・転出届」の提出方法の詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_registration_j.html

=====
5. 日本関連文化事業のお知らせ
=====

絵本読み聞かせの会

日時：2015年3月31日（火）10時半～12時

2015年4月21日（火）10時半～12時

場所：当館広報文化センターホール

737 North Michigan Ave. Suite 1000

Chicago, IL 60611

どなたでも親子でお気軽にご参加いただける、日本語絵本の読み聞かせの会です。お好きな日本語の絵本を一冊お持ちください。入場無料、申込不要。詳細は下記のPDFをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/march_reading_time.pdf

=====
6. 休館日のお知らせ
=====

=====
次回の当館休館日は以下のとおりです。

4月3日（金） Good Friday

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での応対等，通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には，発給まで時間を要しますので，現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお，事件・事故に巻き込まれた方，その他緊急の用件のある方は，当館代表電話（312-280-0400）に電話し，音声に従って操作して頂きますと，緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の公官庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

=====
◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では，テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様様に直ちに情報の提供ができるよう，在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所，電話番号，メールアドレス，家族構成等）に変更があったものの，未だ当館へ変更届を提出していない方は，氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上，変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと，在留状況等を確認することができず，緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので，必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので，日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
